

令和2年度 事業計画

令和2年4月1日～令和3年3月31日

I はじめに

世界的規模で新型コロナウイルスの感染が拡大する中、国内では、外国人旅行者の減少に加えて、イベントの中止や外出の自粛が続いていることから消費が大きく落ち込むとみられています。特に、リーマンショックや東日本大震災の時と異なり、先が見えない不安が大きく、過去に経験したことのない大変な影響を及ぼす可能性があり、安倍総理大臣は、国内の景気悪化や世界経済のさらなる落ち込みも懸念されるとして「一気かせいにこれまでにない発想で思い切った措置を講じていく」と述べ、経済対策も念頭に必要な措置をとる考えを示しています。

さて、我が国では労働者世代人口の減少による人手不足や職場環境・待遇の悪化等に伴う担い手不足など、就業の現場は厳しい状況が続いております。高齢者を取り巻く環境も日々変化しており、70歳までの定年延長を政府が20年国会に提出を検討するなど、変わりゆく時代に高齢者自身はもちろん、社会全体が対応を迫られているところであります。政府の調査では65歳から69歳の世代に於いては約65%の人が「仕事をしたい」と考えているとあり、高齢者が意欲的に就業できる環境を整える必要があります。シルバー人材センターも、高齢者の就業の場の提供等に於いて、その役割が一層重要になっています。

このような中、多様な価値観と経験を持つ会員一人ひとりと役員、事務局がシルバー人材センターの基本理念である「自主・自立・共働・共助」のもと、力を結集することで変化の大きいこの時代だからこそ柔軟に対応することが重要であります。会員が生きがいをもって楽しく活動することにより、社会のニーズに応えることができるはずです。高齢者の定年延長が検討されている中、シルバー人材センターが働く高齢者の誇り高き集団であることを目指すべきではないでしょうか。また、倶楽部活動やボランティア活動等を行うことで地域コミュニティの推進を図り、地域社会に貢献できるものと思慮します。

今年度におきましても、会員の増強、就業機会の拡大、安全・適正就業の推進、組織運営体制の整備といった事業を着実に進め、幸手市シルバー人材センターが受け継いできた、様々な経験を活かしつつ、全シ協・連合本部さらには市長部局のご指導の下、幸手市シルバー人材センターの充実・発展に向け、センター事業を推進して参ります。

II 基本方針

働くことを通じて生きがいを得ると共に、地域社会の活性化に貢献するため組織の充実を図る。

(1) 普及啓発を推進し、積極的に広報活動を展開する。

- (2) 就業機会の開拓及び事務の充実を図る。
- (3) 入会の工夫、促進により会員の増強に努める。
- (4) 安全就業を徹底し、事故防止・健康管理に努める。
- (5) 研修の機会を推進し、知識技能の向上を図る。
- (6) 地域班・職群班ごとに定期的に会合を行い環境の充実を図る。
- (7) 運営体制の充実と事務の効率化を図る。
- (8) 会員相互の連携と事務局との連帯を図る。

Ⅲ 事業実施計画

適正就業・安全・普及啓発・会報編集の各委員会及び、それぞれの作業部会を通し、以下に掲げる活動の推進を図る。

(1) 普及啓発活動の推進

1. センター広報紙「シルバーさって」をはじめ、会報紙「連絡船」の発行、また、ホームページの活用等、センターのPRを計画的に実施する。
2. 共働・共助の精神でボランティア活動を行い公共施設等の美化に協力するとともに各種イベントに積極的に参加する。
3. 全国シルバー人材センター普及啓発月間には、キャンペーン活動を強化する。
4. シルバー祭り等を開催し、組織の活性化及びセンターの存在感をアピールする。
5. 会員の諸活動の際、のぼり旗やセンター名を印字したブルゾンを活用する。

(2) 就業機会の開拓および推進

1. 就業場所の開拓を積極的に行う。
2. 空き家等の適正管理協定書に基づき、市と連携し業務を遂行する。
3. 民間企業・家庭・幸手市に対し、就業機会の掘り起こしを行う。
4. 就業機会の開拓推進員を配置する。
5. いきいき埼玉の実施事務所として、シルバー派遣事業を積極的に推進する。

(3) 入会の促進と就業機会の確保

1. 毎月定期的に新規入会説明会を開催し、会員の増員に努める。
2. 就業及びその他の社会参加活動を推進するため随時就業相談等に対応する。
3. ワークシェアの観点から、就業機会の公平を期すると共に、「Smile to Smile」を積極的に活用し、就業情報等を積極的に会員に公開することで会員の就業意欲の向上を図る。
4. 役員や会員からの就業提供を促進し、就業開拓と就業機会の拡大に努める。
5. 女性部会の活動を促進し、市民を含めた女性向けの行事の開催及び女性会員の確保と女性会員の活躍の場の拡大を図る。

6. 独自事業を推進するとともに新たな独自事業の開発を図る。

(4) 安全就業を徹底し、健康管理に努める

1. 「安全はすべてに優先する！」を合言葉に、事故ゼロ達成に努める。
2. 交通安全・生活安全の講習会を開催し、自己管理や安全意識の徹底を図る。
3. 安全委員会と連携し、装備品の点検及び就業先の巡視を行い、事故防止の徹底を図る。
4. 会員は、年に一度は、市などの健康診断を受診し、自己の健康管理に努める。

(5) 研修の機会を推進し、知識技能の向上を図る

1. シルバー人材センターの基本理念に基づき、公益社団法人としての法令の遵守や情報開示の励行など、良好な管理体制を構築する。
2. 会員の知識・技能の向上を図るため、接遇研修をはじめ、各種技能研修会を開催し、技量の向上と後継者の育成に努める。
3. 近隣シルバーと、研修会の共同開催や相互就業に関して検討する。

(6) 地域班・職群班の充実を図る

1. 規定に基づき、密接な連携体制を整え、センターの活性化を図る。
2. 職群班要綱に基づき、班ごとに定期的な会合を実施し就業体制を整える。
3. 倶楽部（同好会）の活動を通じ、会員同士の親睦や交流の推進を図る。

(7) 運営体制の充実と事務の効率化

1. 事業運営を抜本的に見直し、運営体制の充実を図る。
2. センター事業の再確認作業を進め、運営組織の検証などセンター事務局体制の充実を図る。
3. 事務費・正会員会費・シルバー保険負担などの見直しを図り、事業基盤の強化に努める。
4. 派遣事業等に対し、組織的対応と事務処理の効率化を図る。
5. 役員・会員は、職員とともに事業運営に積極的に参画し、効率的な事業運営を図る。

(8) 会員相互の連携と事務局との連携

1. 会員及び理事が主体となり、業務を分担し、事業の運営に参画してセンターの事業発展に努める。
2. センターにおける仕事の受注は、会員から付託を受けた事務局が一括してその交渉に当たるものとし、会員と事務局は連携を密にする。
3. 職域を同じくしている会員は、職群会議を開催するとともに相互に連携を図り事あるときはセンター事務局に必ず、報告・連絡・相談を行う。